



農家から出される「農業用廃プラスチック類」は、産業廃棄物に分類され、農家自らの責任で適正処理することが法律で義務づけられています。
筑後市農業用廃プラスチック適正処理推進協議会では、農業用廃プラスチック類の処理について農家からの委任を受け、回収業務を行っています。

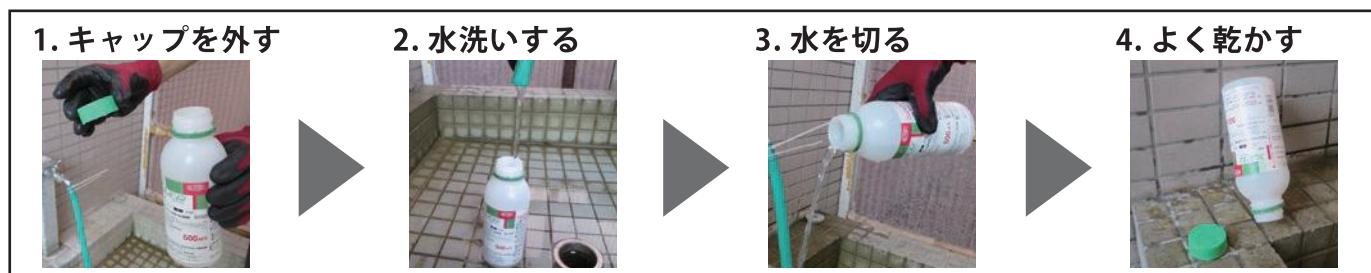
作業例

- ① 泥やゴミは搬入する前にふるい落とす。
② フィルムを両側から絞り、つづら折りにする。
③ マイカー線（ハウスバンド）で2～3ヶ所を縛る。



注意事項

- ① 金属、木材、ガラス等の異物は混入しないこと。
※金属等のついている部分は、事前に切り離してください。
② 廃ビ、廃ポリの種類ごとに分類し、同種類の資材で結束して出すこと。
※分別や結束をしていない場合、規定外の大きさの場合は持ち帰ってもらいます。
③ 農薬空ボトルは、よく水洗いし、乾かして、キャップと本体を別々に持参すること。
※計量前に回収します。きちんと水洗いされていないボトルは回収しません。



- ④ いちご、もも等で収穫時に使用されているウレタンマットは回収できません。
⑤ 廃プラ類の分別、結束、切断ができない場合は回収しません。

事前の分別が必要なもの	
パッカー	金具は事前に外しておく。
点滴チューブ	2～3ヶ所を結束しておく。
ポリタンク	1/4以下に切断しておく。
塩ビ管（パイプ）	80cm以内に切断し、結束しておく。
動噴ホース	80cm以内に切断するか、結束をしっかりしておく。
寒冷紗・ブルーシート	必ず金属を外しておく。

筑後市農業用廃プラスチック適正処理推進協議会

筑後市、福岡八女農業協同組合、田中農園(株)、山下種苗(株)、吉開加工場、(有)西牟田農園、(株)松尾農材、(株)古賀商店、(株)クレイン熱機、イノチオアグリ(株)

お問合せ先 ▶ 協議会事務局（筑後市役所 農政課）0942-65-7026